

シリーズ 介護保険 ⑮

要支援・要介護認定



要支援・要介護認定の更新について

現在、介護保健のサービスを受けている人で、引き続きサービスを利用するには認定の有効機関に合わせて更新の申請が必要です。

更新の手続きは、認定有効期間の満了日の60日前からできます。

例えば、平成11年10

月27日に認定を受けた人の認定の有効期間は、平成12年6月30日までです。60日前にあたる平成12年5月1日から更新申請ができます。

要支援・要介護認定の変更について

申請月	認定の有効期間	有効期間(有効期限)
平成11年10月	3か月(平成12年4月1日から6月30日まで)	7月31日まで
11月	4か月	8月31日まで
12月	5か月	9月30日まで
平成12年1月	6か月	10月31日まで
2月	7か月	11月30日まで
3月	8か月	原則6か月
4月	8か月	
5月	8か月	
6月	8か月	
7月	8か月	
8月	8か月	
9月	8か月	

要支援・要介護認定を受けている人で、心身の状態がみられるときは、認定有効期間中であっても、認定の変更をすることができません。

認定の有効期間は、介護保険被保険者証や介護認定結果通知書の中に記載されていますのでご確認ください。

◆相談・問い合わせ
介護保険係 ☎ 1158
(介護保険何でも相談コーナー)
平日 8:30～17:15
0120-3941

管理係業務

- (1) 理事会、評議員会等に関すること
- (2) 寄付行為及びその他諸規程に関すること
- (3) 職員の人事、給与及び及び服務に関すること
- (4) 職員の研修及び福利厚生に関すること
- (5) 職員の採用に関すること
- (6) 資金計画に関すること
- (7) 予算及び決算に関すること
- (8) 会計及び経理に関すること
- (9) 各種契約に関すること
- (10) 文書及び公印に関すること
- (11) 資産の取得、管理及び処分に関すること
- (12) 現金及び有価証券の出納及び保管に関すること
- (13) 物品の調達、管理及び処分に関すること
- (14) 県及び市からの委託に関すること
- (15) その他他の課において分掌しない事項に関すること

い事項に関すること

企画係業務

- (1) 自主文化事業の企画、実施に関すること
- (2) 自主文化事業の広報宣伝に関すること
- (3) 各種文化情報の収集、提供に関すること
- (4) 各種文化情報の調査、研究に関すること
- (5) 芸術文化団体等の育成、指導に関すること
- (6) 各種助成団体等との調整、企業メセナに関すること
- (7) 企画運営委員会に関すること
- (8) 友の会に関すること
- (9) 広報誌の発行に関すること
- (10) 貸館の広報宣伝に関すること
- (11) 使用の受付及び許可に関すること
- (12) 使用料金の徴収に関すること
- (13) 施設利用に係る指導、助言に関すること
- (14) 舞台設備(舞台、音響、照明)の維持管理に関すること
- (15) ホールボランティアの育成に関すること
- (16) 各種文化事業のチケット販売促進に関すること
- (17) 物販に関すること
- (18) 公立文化施設協議会に関すること
- (19) その他文化の振興及び施設の利用案内、利用促進に関すること

長門文化財団 (ルネッサながと) の事務局体制

